平成２９年（フ）第４９号
佐賀県唐津市鏡3655番地　ゴールデンハイツⅡＢ―103号
債務者　中原　賢治
1　決定年月日時　平成29年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第４９号
山口県宇部市南浜町２丁目５番12―209号、従前の住所山口県山陽小野田市大字小野田4006番地２（グリーンヒルズ203号）
債務者　上田　孝博
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第４２号
福島市笹木野字原際22番地の６
債務者　松野　大輔
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第４３号
福島市笹木野字原際22番地の６
債務者　松野　弘美
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第４６号
福島市大森字馬場７番地の１　大森公舎1104
債務者　長谷川つね
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１１２号
静岡県富士宮市山宮1110番地の48
債務者　野村　恵美
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第３５０号
神戸市中央区若菜通６丁目４番24―701号、従前の住所神戸市中央区日暮通５丁目２番21号池田マンション202号
債務者　西村　裕治
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３９５号
兵庫県三田市大原1323番地110、従前の住所兵庫県三田市西相野598番地２
債務者　泉設備工業こと　泉　　啓二
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４２４号
神戸市兵庫区切戸町６番13号　ＯＬＤ　ＫＯＢＥ202
債務者　小柳　久敏
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６９号
広島県福山市草戸町１丁目５番10号
債務者　本田　智美（旧姓大立）
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第８１号
広島県福山市東手城町３丁目７番17号　カジシマハイツ103
債務者　小渕　正和
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第４６号
松江市北田町104番地11　セフィラ北田203号室
債務者　若林　真由（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成29年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１号
奈良県五條市五條３丁目６番18号　５―103
債務者　長田　千鶴
1　決定年月日時　平成29年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２９年（フ）第６４号
愛知県知多市新舞子字明知山66番地の３
債務者　碓氷　敏之
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８６２号
名古屋市緑区鳴海町字前之輪149番地の１、従前の住所名古屋市緑区浦里１丁目109番地浦里荘２棟201号
債務者　はんこ広場こと　伊藤　伸一
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３１号
山口市吉敷中東２丁目５番７―106号　上東県営住宅　７棟
債務者　西村　　丞
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３３号
山口県周南市新地町10番43―205号
債務者　野原　美穂
1　決定年月日時　平成29年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
山口地方裁判所周南支部